

社会福祉法人神流町社会福祉協議会 役員等の報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神流町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 神流町の一般職員及び本会の正規職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第5条 本会の役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出張旅費の交通費については、「神流町特別職の非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例」を準用する。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

役 職	金額 (日額)
理 事 (会長)	3, 0 0 0円
理 事 (副会長)	2, 5 0 0円
理 事	2, 5 0 0円
監 事	2, 5 0 0円
評議員	2, 0 0 0円
委 員	2, 0 0 0円